

融 資 方 針

当金庫は、融資業務にかかる基本として、「融資方針」を定めています。

1 融資の目的

地域密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り、融資を通じて、地元経済・社会の健全な発展に貢献します。

2 融資の対象

中小企業、個人事業主、個人を対象とした融資を基本とします。

3 適切な融資慣行の確立

- (1) 地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規定等を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な融資を行います。
- (2) 融資にあたっては、お客さまの保護をまず考え、ご融資の内容を十分に理解していただくため、お客さまおよび連帯保証人さま等の知識、経験等の状況を踏まえた的確な説明を行います。
- (3) 幅広い見識と常識に基づき原則に忠実な融資判断と、キャッシュ・フローを重視し、担保、保証に過度に依存しない融資を行います。
- (4) 融資金が固定化することがないように配慮するとともに、リスクに見合った金利設定により適正かつ安定的な収益が確保できる融資を行います。
- (5) 「反社会的勢力に対する基本方針」を則り、反社会的勢力に対しては融資を行いません。
- (6) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立します。
尚、経営者保証については、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。

平成23年 9月27日制定

平成26年 1月27日改定